

形質変更時要届出区域台帳

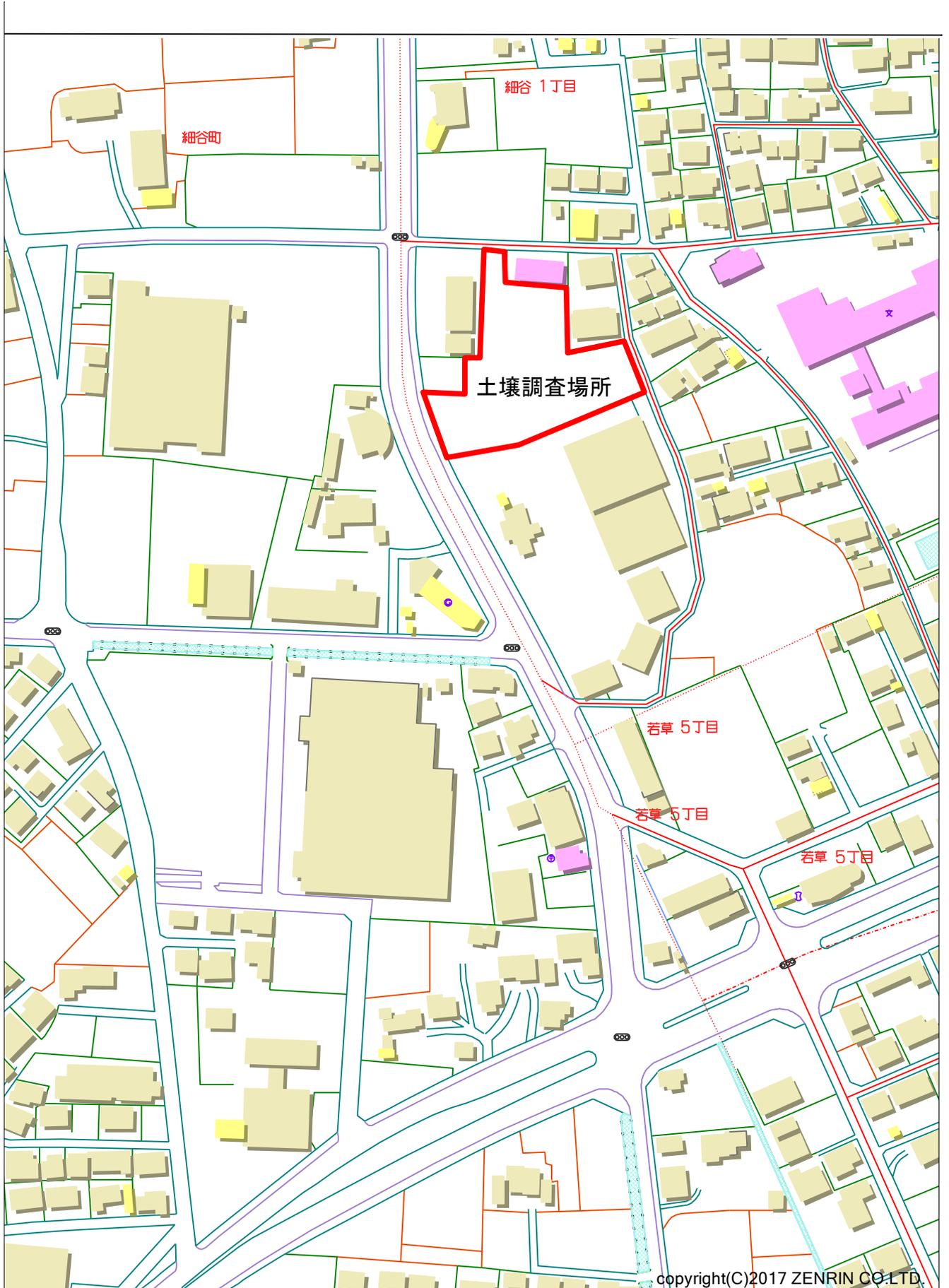
宇都宮市

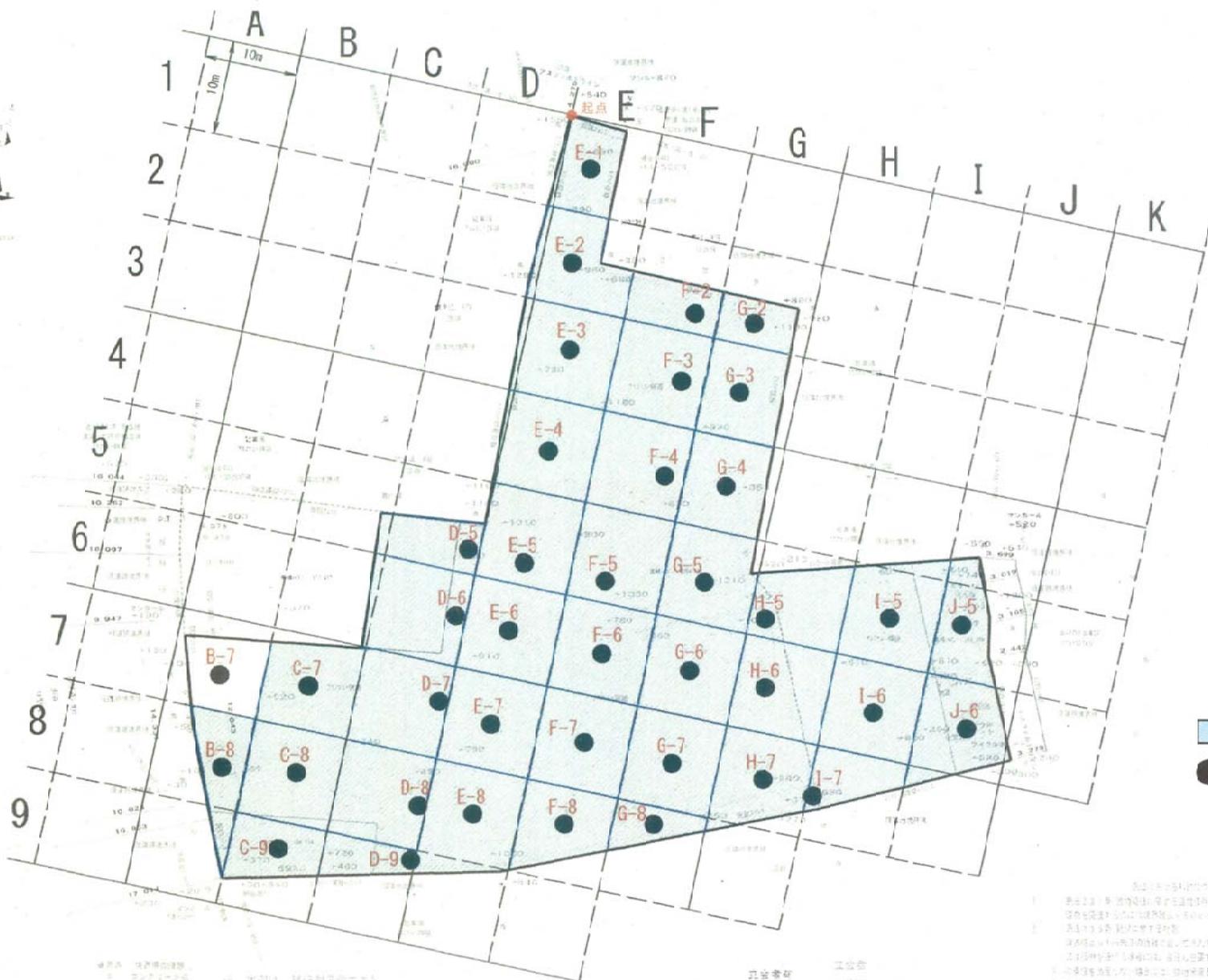
整理番号	整-30-1	指定年月日・指定番号	平成30年9月19日・形-14号	所在地	宇都宮市細谷1丁目392番1, 392番7, 392番8, 392番9, 392番10, 392番11, 392番12, 392番13, 392番14, 392番15及び392番16		
調製・訂正年月日	平成30年9月19日調製, 令和元年10月24日訂正						
形質変更時要届出区域の概況	工場跡地				面積	3,720 m ²	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては, その旨	法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域						
土壌汚染のおそれの把握, 試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては, その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては, その旨及び当該汚染の除去等の措置							
第58条第5項第9号から第11号までに該当する区域にあつては, その旨							
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目			指定調査機関の名称
	平成30年7月24日	カドミウム及びその化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準			株式会社総研
		セレン及びその化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準			
		鉛及びその化合物		<u>含有量基準</u> ・ <u>溶出量基準</u> ・ <u>第二溶出量基準</u>			
ひ素及びその化合物		<u>含有量基準</u> ・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準					
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成30年11月8日	令和元年7月31日	汚染土壌の掘削除去, 共同住宅の建築		田村 寛一	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	浄化(抽出・洗浄処理)
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については, 土壌その他の試料の採取を行った日, 当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

対象地の周辺地図





形質変更時要届出区域
 土壤調査地点

1. 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。
 2. 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。
 3. 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。

本図は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。
 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。
 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。

調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。
 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。

1. 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。
 2. 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。
 3. 調査区域の境界線は、地籍簿記載の境界線と一致しない場合、地籍簿記載の境界線を優先して記載する。

土壌調査結果

調査 区画	採取日	溶出量 (mg/L)				含有量 (mg/kg)			
		鉛	カドミウム	砒素	セレン	鉛	カドミウム	砒素	セレン
		基準	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	150以下	150以下	150以下
E-1	H28.10.31	0.018	<0.005	<0.005	<0.001	7700	1	93	<1
E-2	H28.10.31	0.013	<0.005	0.006	0.001	21000	2	190	<1
E-3	H28.10.31	3.2	0.036	0.034	0.004	21000	4	220	<1
F-2	H28.11.3	0.020	<0.005	<0.005	<0.001	4300	<1	13	<1
F-3	H28.11.3	0.014	<0.005	<0.005	<0.001	1800	3	8	<1
G-2	H28.11.2	0.45	<0.005	<0.005	0.008	14000	<1	72	<1
G-3	H28.11.3	0.047	<0.005	<0.005	<0.001	14000	7	78	<1
E-4	H28.11.3	0.29	<0.005	<0.005	0.001	2500	7	52	<1
E-5	H28.11.3	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	1200	1	2	<1
E-6	H28.10.31	0.10	<0.005	<0.005	0.002	20000	17	20	<1
F-4	H28.11.3	0.57	<0.005	<0.005	<0.001	27000	5	21	<1
F-5	H28.11.3	0.24	0.010	<0.005	0.002	16000	14	14	<1
F-6	H28.11.3	0.99	0.054	<0.005	0.002	1300	2	9	<1
G-4	H28.11.3	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	550	<1	3	<1
G-5	H28.11.3	0.15	<0.005	<0.005	<0.001	2500	<1	5	<1
G-6	H28.11.3	0.16	<0.005	<0.005	<0.001	5700	2	5	<1
E-7	H28.11.1	0.69	0.097	0.006	0.009	930	5	6	<1
E-8	H28.11.2	0.29	<0.005	<0.005	<0.001	19000	6	20	<1
F-7	H28.11.3	1.6	0.034	0.21	0.011	13000	6	270	<1
F-8	H28.11.3	0.019	<0.005	<0.005	0.001	1400	2	12	<1
G-7	H28.11.3	0.065	0.095	<0.005	<0.001	1200	15	6	<1
G-8	H28.11.3	<0.005	<0.005	<0.005	0.001	210	6	3	<1
H-5	H28.11.1	0.064	<0.005	<0.005	0.002	1300	4	7	<1
H-6	H28.11.1	1.0	<0.005	<0.005	<0.001	1000	<1	6	<1
I-5	H28.11.1	0.008	<0.005	<0.005	<0.001	1500	4	3	<1
I-6	H28.11.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	620	<1	2	<1
J-5	H28.11.1	0.005	<0.005	<0.005	<0.001	850	<1	3	<1
J-6	H28.11.1	0.015	<0.005	<0.005	0.002	770	<1	2	<1
H-7	H28.11.3	1.6	0.095	<0.005	0.024	1800	5	3	<1
I-7	H28.11.2	0.12	<0.005	<0.005	<0.001	840	<1	5	<1
D-5	H29. 6. 16	0.006	<0.005	<0.005	<0.001	810	<1	4	<1
D-6	H28.11.1	0.065	<0.005	<0.005	0.003	6500	4	19	<1
B-7	H28.11.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	85	<1	2	<1
B-8	H28.11.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	1700	2	4	<1
C-7	H28.11.1	<0.005	<0.005	<0.005	0.002	1000	18	33	<1
C-8	H28.11.1	0.023	<0.005	<0.005	<0.001	5100	1	5	<1
C-9	H28.11.1	0.005	<0.005	<0.005	<0.001	1500	<1	6	<1
D-7	H28.11.1	0.017	<0.005	<0.005	<0.001	13000	6	67	<1
D-8	H28.11.3	0.033	<0.005	<0.005	0.003	560	2	6	<1
D-9	H28.11.3	0.77	<0.005	<0.005	0.004	5900	1	10	<1

〈注〉 <表示は、定量下限値未満を示します。 :基準の超過を示します。

分析方法：溶出量 平成15年環境省告示第18号
含有量 兵営15年環境省告示第19号